平成23年(2011年)11月4日



埼玉県報

第 2 3 3 6 号 平成23年11月4日 金 曜 日

目 次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(北部地域振興センター本庄事務所)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(NPO活動推進課)
- 東松山都市計画生産緑地地区の変更(みどり再生課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 公益事業における争議行為の予告(勤労者福祉課)
- 都市計画事業の事業認可(道路街路課)
- 川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示(特別支援教育課)
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示(特別支援教育課)
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示(特別支援教育課)
- 県道志木停車場線(志木市本町六丁目)の供用開始(朝霞県土整備事務所)
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)

埼玉県告示第千二百九十三号

条第二項の規定により公告する。 営利活動法人を設立しようとする者から、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により特定非 次のとおり申請書が提出され たので、 同

://www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 方法並びにインター ネットを利用する方法 (埼玉県NPO情報ステー び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請の N なお、 PO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター 当該申請に係る定款、 役員名簿、 設立趣旨書並 あった日から二月間、 本庄事務所にお びに設立当初 ション (http ١١ の事業年度及 て備え置く 県民生活

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十三年十月二十七日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアホー ムカナリア

三 代表者の氏名

四 主たる事務所の所在地

埼玉県児玉郡美里町大字関三十四番地

五 定款に記載された目的

の推進及び地域生活の支援により、 この法人は、 障害者に対して地域社会の中で生活する環境を提供し、 福祉の増進に寄与することを目的とする。 地域移行

埼玉県告示第千二百九十四号

出さ 款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す 次のとおり申請書が提 により定

覧に供する。 活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネッ 及び翌事業年度 (埼玉県NPO情報ステー なお、 当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款 の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日か ション (http://www.saitamaken-npo.net/)) により縦 の 変更の日 トを利用する方法 ら二月間、 の属する事業年度 県民生

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十三年十月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域文化R&Dプロジェクト

三 代表者の氏名

真中 義治

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市岩槻区小溝六百九十一番地二

五 定款に記載された目的

地域の活性化や産業、 この 分法人は、 地域に対し歴史的 文化の発展に対し貢献することを目的とする。 • 民族学的 社会学的研究を行う事を通じて、

埼玉県告示第千二百九十五号

において縦覧に供する。 る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課 たので、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す 東松山市から東松山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受け

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千二百九十六号

出 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

届出の)概要等

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル 本田幸手店

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千二百四十五番一 外

変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏 名

(変更前) 株式会社ジョ イフル本田 代表取締役 本田昌也

(変更後)株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ヶ﨑健一郎

大規模小売店舗において 小売業を行う者の名称及び 代表者の氏名

(変更後) (変更前) 株式会社ジョ 株式会社ジョ イフル本田 代表取締役 矢ヶ﨑健一 郎

イフル本田

代表取締役

本田昌也

八 変更年月日

平成二十三年九月二十日

届出年月日

平成二十三年十月二十日

縦覧期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

Ξ 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・ サー ビス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

兀 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の 規定によ ij 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、

対 し、 意見書の提出に より、 これを述べ ることができる。

1 意見書提出期間

平成二十三年十一 月四日から平成二十四年三月五日まで

意見書提出先

埼玉県告示第千二百九十七号

出 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上田 清司

| 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店 農業資材館

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千二百三十三番外

口 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社ジョ イフル本田 代表取締役 本田昌也

(変更後)株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ヶ﨑健一郎

大規模小売店舗において 小売業を行う者の名称及び 代表者の氏名

(変更前) 株式会社ジョ イフル本田 代表取締役 本田昌也

(変更後) 株式会社ジョ イフル本田 代表取締役 矢ヶ﨑健一 郎

八 変更年月日

平成二十三年九月二十日

二 届出年月日

平成二十三年十月二十日

二縦覧期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の 規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

埼玉県告示第千二百九十八号

出 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上田 清司

| 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店 ペット・ガーデンセンター

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千三百三十一番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社ジョ イフル本田 代表取締役 本田昌也

(変更後)株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ヶ﨑健一郎

大規模小売店舗において 小売業を行う者の名称及び 代表者の氏名

(変更前) 株式会社ジョ イフル本田 代表取締役 本田昌也

(変更後) 株式会社ジョ イフル本田 代表取締役 矢ヶ﨑健一 郎

八 変更年月日

平成二十三年九月二十日

二 届出年月日

平成二十三年十月二十日

二縦覧期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の 規定によ ij 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

埼玉県告示第千二百九十九号

出 公告し、 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上田 清司

| 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドイト戸田店

埼玉県戸田市大字新曽字稲荷千二百一番地外

口 変更の概要

大規模小売店舗に おい て小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)午前六時三十分から午後八時

(変更後)午前六時三十分から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前六時十五分から午後八時十五分

(変更後)午前六時十五分から午後十時

八 変更年月日

平成二十三年十二月一日

二 届出年月日

平成二十三年十月二十六日

二縦覧期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の 規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

埼玉県告示第千三百号

出 公告し、 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上田 清司

| 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツモトビル

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保三百五

口 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)位置 図面省略 収容台数 二六七台

(変更後)位置 図面省略 収容台数 二四九台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)出入口の数 九か所 位置 図面省略

(変更後)出入口の数 七か所 位置 図面省略

八 変更年月日

平成二十四年六月二十六日

二 届出年月日

平成二十三年十月二十五日

二 縦覧期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい 大規模小売店舗立地法第八条第二項の 規定により、 て意見を有する者は、 当該大規模小売店舗の周辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十一月四日から平成二十四年三月五日まで

埼玉県告示第千三百一号

平成二十三年十月二十八日付けで、 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、 次のとおり争議行為を行う旨の通知があったの

で、公表する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 争議行為を行う労働組合

別表に掲げる労働組合

事件

年末一時金の獲得等の件

;

四

場

所

 \equiv

日

平成二十三年十一月八日午前零時から問題解決に至るまでの期間

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五 概 要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合

員又は一部の組合員による全ての争議行為を行う。

別表

十 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	t : † † !		院支部関労働組合協同病
埼玉県川口市木曽呂千三百	埼玉協司病院	泰島	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
+ t	たま		関労働組合生協本
埼玉県川口市木曽呂千三百	医療生協さい	添島	埼玉県民主医療機
所 在 地	する職場 組合員が従事	執行委員 長	労働組合名

_				部別労働組合秩父支
埼玉県秩父市阿保町一 十	秩父生協病院	享	添 島	埼玉県民主医療機
	所			部関労働組合行田支
埼玉県行田市本丸十八 三	行田協立診療	享	添 島	埼玉県民主医療機
王 十 四				部別分便総合創名支
埼玉県熊谷市上之三千八百	熊谷生協病院	享	添 島	埼玉県民主医療機
				べ支部
十二 特玉県春日部市谷原二 四	かすかべ診療	享	添 島	関労働組合かすか埼玉県民主医療機
				支部
千百十 二	所			関労働組合おおみ
埼玉県さいたま市西区指扇	おおみや診療	享	添 島	埼玉県民主医療機
				部
浦和五 十 七	所			関労働組合浦和支
埼玉県さいたま市浦和区北	浦和民主診療	享	添 島	埼玉県民主医療機
				うない。
<u>-</u>				関労働組合さいわ
埼玉県川口市中青木四 一	さいわい診療	享	添 島	埼玉県民主医療機
				部
六				関労働組合川口支
埼玉県川口市仲町一 三十	川口診療所	享	添 島	埼玉県民主医療機
				支部
四十七	施設みぬま			関労働組合みぬま
埼玉県川口市木曽呂千三百	介護老人保健	字	添 島	埼玉県民主医療機
				療所支部
十七	所			関労働組合歯科診
埼玉県川口市木曽呂千三百	生協歯科診療	享	添島	埼玉県民主医療機

	立診療所			支部
一 十 九	医療会吹上共			合吹上共立診療所
埼玉県鴻巣市吹上富士見三	医療法人共立	栄 子	奥 澤	共立医療会労働組
	立診療所			支部
八	医療会北本共			合北本共立診療所
埼玉県北本市中丸五 六	医療法人共立	栄 子	奥 澤	共立医療会労働組
	病院			
Ξ	俊睿会南埼玉			合
埼玉県越谷市増森二百五十	医療法人社団	豊	渡 辺	南埼玉病院労働組
				同診療所支部
ー 一 十五	所			関労働組合大井協
埼玉県ふじみ野市ふじみ野	大井協同診療	享	添 島	埼玉県民主医療機
				科支部
四二	科			関労働組合朝霞歯
埼玉県朝霞市浜崎七百二十	あさか虹の歯	享	添 島	埼玉県民主医療機
				協同診療所支部
三七	療所			関労働組合上福岡
埼玉県ふじみ野市上福岡三	上福岡協同診	享	添 島	埼玉県民主医療機
				め支部
t	さんとめ			関労働組合さんと
埼玉県所沢市中富千六百十	老人保健施設	享	添 島	埼玉県民主医療機
				療所支部
十三二十四				関労働組合所沢診
埼玉県所沢市宮本町二 二	所沢診療所	享	添 島	埼玉県民主医療機
十 五	院			支部製組合西協同
埼玉県所沢市中富千八百六	埼玉西協同病	享	添 島	埼玉県民主医療機

十三	行定病院	竜也	酒 井	行定病院労働組合
七 一	西部診療所	明	斉 藤	合部診療所労働組
	診療所			
	おとなこども			ども診療所支部
二十七 百二	医療会さくら			合さくらおとなこ
埼玉県北本市北本団地一	医療法人共立	栄 子	奥 澤	共立医療会労働組

埼玉県告示第千三百二号

ಕ್ಕ 画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、 次のとおり告示す 都市計

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一施行者の名称

宮代町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画道路事業三・四・八四号 中央通り線

三 事業施行期間

平成二十三年十一月四日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県南埼玉郡宮代町中央三丁目地内

ロ 使用の部分

なし

埼玉県告示第千三百三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第日高市から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、 て縦覧に供する。 二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千三百四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園及び埼玉県立毛呂山特別支援学校スクール バス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま 市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日 平成23年9月16日

4 落札者の氏名及び住所 狭山バス運輸有限会社 埼玉県狭山市柏原448番地 2

5 落札金額 157,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日平成23年8月5日

埼玉県告示第千三百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量埼玉県立久喜特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま 市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 平成23年 9 月16日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社協同バス 埼玉県行田市佐間1丁目20番36号
- 5 落札金額 238,728,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成23年8月5日

埼玉県告示第千三百六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量埼玉県立三郷特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま 市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日平成23年9月16日
- 4 落札者の氏名及び住所 大和観光自動車株式会社 埼玉県さいたま市北区本郷町130番地 2
- 5 落札金額 77,607,180円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成23年8月5日

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十一号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十三年十一月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

平成二十三年十一月四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井 伸二

志木停車場線	路線名
る。) (ただし、関係図面に表示する部分に限 同市本町六丁目二四〇二番一四地先ま から る。)	供用開始の区間
平成二十三年十一月四日	供用開始の期日
一日埼玉県朝霞県土 一日埼玉県朝霞県土 一日埼玉県朝霞県土 一日埼玉県朝霞県土	備考

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百二十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年十一月四日

埼玉県川越建築安全センター 所長 福 島 克 季

					十五号	番 指号 定
			第一項第四号	第四十二条	建築基準法	指定道路の種類
				十九日	平成二十三年十月	指定の年月日
七十六番二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	八百七十五番二十一	埼玉県入間市扇	埼玉県入間市扇台五丁目八百七十九番地内	百五十九番一	埼玉県入間市豊	指定
台五丁目八百七	; <u>+</u>	台五丁目八百七	至于目八百七-		岡四丁目八百六	道 路
七十六番三七十六番~五丁目八百七十九番~五丁目八百		埼玉県入間市扇台五丁目八百七十五番十七~五丁目	一九番地内		埼玉県入間市豊岡四丁目八百六十一番十~四丁目八	の 位
						置
二十匹・〇メートル		三十五・一メートル	四十一・二メートル		百七十五・〇メートル	(単位メートル)指定道路の延長
匹・〇〇メートル	,	四・〇〇メートル	四・〇〇メートル		六・〇〇メートル	(単位メートル)指定道路の幅員

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百二十七号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県川越建築安全センター 所長 福 島 克 季

一許可番号

平成二十三年五月三十日

指令川建セ第二三〇〇〇六〇号

一検査済証番号

平成二十三年十月三十一日

川建セ第二三〇〇六五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字山下九七一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市広栄町九番地七

アラシード302号室

川 大輔 小川 嘉寿子

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一許可番号

平成二十三年十月二十七日

指令越建セ第二二〇〇五六二号

一 検査済証番号

平成二十三年十月三十一日

越建セ第二七三―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字清地字東豊後千八百十二番一、三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市大字上吉羽九十一番地十アー バ ン ヴィ ッジⅢ二○ -

大里 隆行

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十一月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一許可番号

平成二十三年十月二十七日

指令越建セ第二二〇〇六六一号

一検査済証番号

平成二十三年十月三十一日

越建セ第二七四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字小谷堀西二千七百六十一番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西三丁目一番地 ク 1 ン フ オ ス 1 \bigcirc 兀

池澤 恵一